

# 青森県報

第二千二百五十一号

平成十五年  
十一月十二日  
(水曜日)

## 目次

### 告示

- 身体障害者福祉法による居宅支援事業者の指定.....(障害福祉課).....一
- 知的障害者福祉法による居宅支援事業者の指定.....(同).....一
- 児童福祉法による居宅支援事業者の指定.....(同).....一

### 公告

- 肥料の検査結果の概要の公表.....(構造政策課).....二
- 建設業者の許可の取消し.....(弘前県土整備事務所).....二
- 右 同.....(同).....三
- 右 同.....(同).....三
- 右 同.....(八戸県土整備事務所).....三

### 出先機関

- 土地改良区の清算人の就任.....(中南部農林水産事務所).....四
- 道路の位置の指定.....(十和田県土整備事務所).....四

## 告

## 示

青森県告示第七百十六号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十七条の四第一項の規定

により、次のとおり身体障害者居宅生活支援事業を行う者を指定したので、同法第七十二条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十五年十一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所	指定年月日
名称 有限会社やまぶき 住所 弘前市大字町田字山吹四八の一 事業 居宅介護等事業	名称 ヘルパーステーションやまぶき 住所 弘前市大字町田字山吹四八の一 事業 ヘルパーステーションわかば	平成一五年一・一

青森県告示第七百十七号

知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十五条の五第一項の規定により、次のとおり知的障害者居宅支援事業を行う者を指定したので、同法第十五条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十五年十一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者	知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所	指定年月日
名称 社団法人十和田労働福祉会館 住所 十和田市西二丁目二番の二 事業 居宅介護等事業	名称 ヘルパーステーションわかば 住所 十和田市西二丁目二番の二 事業 ヘルパーステーションわかば	平成一五年一・一

青森県告示第七百十八号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の十第一項の規定により、

次のとおり児童居宅生活支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十五年十一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	児童居宅支援の種類	児童居宅生活支援事業を行う事業所	指定年月日
社団法人十和田労働福祉会館 社会福祉法人清慈会	十和田市西二十番町二の二 八戸市大字新井田字松山下野場七の一五	居宅介護等事業 短期入所事業	ヘルパーステーションわかば 知的障害者更生施設清岳園	平成 一五・二・一
			十和田市西二十番町二の二 三戸郡名川町大字下名久井字高森五七の七	"

公 告

肥料の検査結果の概要の公表  
肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第三十条第七項の規定により、肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

平成十五年十一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

特殊肥料の名称	たい肥	児童居宅生活支援事業を行う事業所	指定年月日
生産届出業者	さかえ農事有限会社	児童居宅生活支援事業を行う事業所	指定年月日
届出名称	グリーンパーク二号	児童居宅生活支援事業を行う事業所	指定年月日
	大路行敏	児童居宅生活支援事業を行う事業所	指定年月日
	株式会社オリエントアルファー	児童居宅生活支援事業を行う事業所	指定年月日
	有限会社大地	児童居宅生活支援事業を行う事業所	指定年月日

備考	検査の結果						
	その他の検査	水分 (%)	C/N	T C a (%)	T Z n (mg/kg)	T C u (mg/kg)	T N (%)
		六一・四六	二二・四		一四七	〇・二五	〇・六三
		六一・六一	二六・六		五七	〇・三五	〇・六一
		二八・八〇	九・九		五二八	二・二四	二・一三
		三八・六八	一五・二		四八	一・二八	一・七六

備考 一 分析検査を実施した成分の略号は次のとおりである。

T N 窒素全量、T P リン酸全量、T K 加里全量、T C u 銅全量、T Z n 亜鉛全量、T C a 石灰全量、C / N 炭素窒素比、水分 水分含有量

二 特殊肥料の分析値は、現物当たりの数値である。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年十一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 北日本イーエックス工業

二 氏名 工藤 竜治

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字狼森字西元四の一

四 許可番号 青森県知事許可(般 一五)第一六四五九号

五 取消年月日 平成十五年十月二十九日

六 取消しに係る建設業の許可  
建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十五年十月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年十一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 福井組

二 氏名 福井 喜美雄

三 主たる営業所の所在地 南津軽郡大鰐町大字大鰐字湯野川原七〇の二

四 許可番号 青森県知事許可(般 一四)第六一七号

五 取消年月日 平成十五年十月二十九日

六 取消しに係る建設業の許可  
建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十五年十月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年十一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 鷹有馬総業

二 氏名 有馬 弘美

三 主たる営業所の所在地 南津軽郡浪岡町大字五本松字岡本九八の三

四 許可番号 青森県知事許可(般 一三)第二〇〇〇二号

五 取消年月日 平成十五年十月二十九日

六 取消しに係る建設業の許可  
とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実  
平成十五年十月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年十一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 山野下建築

二 氏名 山野下 力也

三 主たる営業所の所在地 三戸郡南郷村大字市野沢字黒坂三三の二

四 許可番号 青森県知事許可(般 一四)第四四七四号

五 取消年月日 平成十五年十月二十八日

六 取消しに係る建設業の許可  
建築、大工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十五年十月二十八日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の清算人の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、解散した日沼野曾江土地改良区から、次のとおり清算人の就任の届出があつたので、同法第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十七項の規定により公告する。

平成十五年十一月十二日

中南方農林水産事務所長 高 畑 幸

氏 名	住 所	就任の年月日
葛西 金逸	南津軽郡尾上町大字日沼字高田一四四	平成一五・一〇・二七
樋口 勝彦	〃 〃 〃 一七三	〃
奈良 唯七	〃 〃 〃 〃	〃
花田 良造	〃 〃 〃 〃	〃
葛西 守	〃 〃 〃 〃	〃

十和田県土整備事務所告示第九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、十和田県土整備事務所及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年十一月十二日

十和田県土整備事務所長 清 藤 栄

位 置	延 長	幅 員	指 定 年月日
十和田市東十三番町二五の二一及び二六の一七	五〇・八九メートル	六・〇〇メートル	平成一五・一〇・二四

（発行所・発行人）  
青森市長島二丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市古川二丁目一七番五号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭